

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種取扱の対応について

日頃より当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、電子記録債権<でんさい>やインターネットバンキング等への移行を進めていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の電子化に向けた対応

(1) 手形・小切手の振出

振出受付終了日	2026年9月30日（水）
---------	---------------

※ お手元の未使用小切手は、振出受付期限を過ぎた後も、振出人ご本人さまによる当座預金からの払戻しに限り、そのままご利用いただけます。

※ 手形の振出については、支払期日が「2027年3月31日まで」のものが受付可能です。

(2) 手形・小切手の入金

当行を支払地とする 入金受付終了日	2027年3月31日（水） 【振出日が2026年9月30日（水）までのもの】
----------------------	---

※ 手形は、支払期日が「2027年3月31日まで」のものが受付可能です。

他行を支払地とする 入金受付終了日	2026年9月30日（水）
----------------------	---------------

※ 振出日が白地の手形・小切手は、ともに受けつけられません。

※ 各行が定めた振出期限を超過している場合は、決済されない場合がございます。あらかじめ取扱期限をご確認ください。

(3) 手形・小切手の取立

当行を支払地とする 取立受付終了日	2027年3月31日（水） 【振出日が2026年9月30日（水）までのもの】
----------------------	---

※ 手形は、支払期日が「2027年3月31日まで」のものが受付可能です。

他行を支払地とする 取立受付終了日	2027年3月31日（水）
----------------------	---------------

※ 手形は、支払期日が「2027年3月31日まで」のものが受付可能です。

※ 各行が定めた振出期限を超過している場合は、決済されない場合がございます。あらかじめ取扱期限をご確認ください。

(4) 商業手形割引

最終実行期限	2026年9月30日（水）
--------	---------------

※ でんさいをご契約いただいているお客さまにつきましては、「でんさい割引」がご利用いただけます。

2. 対応スケジュールについて

年度		2025年	2026年		2027年
月			3月末	9月末	3月末
振出のお客さま	手形帳 小切手帳 の発行	発行可	発行受付終了日 (2026年3月31日)		
	手形・ 小切手 の振出	振出可	振出受付終了日 (2026年9月30日)		2027年 4月1日～
受取のお客さま	入金	支払地 当行	入金可能		振出日が2026年9月30日まで の手形・小切手のみ入金可能
		支払地 他行	入金可能 ※ 各行が定めた振出期限を超過している場合は、決済されない 場合がございます。あらかじめ取扱期限をご確認ください。		
	取立	支払地 当行	取立可能		振出日が2026年9月30日まで の手形・小切手のみ取立可能
		支払地 他行	取立可能 ※ 各行が定めた振出期限を超過している場合は、決済されない 場合がございます。あらかじめ取扱期限をご確認ください。		
				支払期限 (2027年3月31日)	

3. その他

詳細につきましては、お取引店またはお近くの営業店窓口までお問い合わせください。

以上

